

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行田市は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

埼玉県行田市長

公表日

令和4年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>行田市は、児童福祉法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する事務 ②支給要件を確認するための事務(所得要件、加入年金、市外在住の児童の住所の確認等) ③児童手当現況届により、所得要件と加入年金を確認し、継続認定の可否を決定する事務</p> <p>番号法別表第二に基づいて、行田市は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーに登録する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の56の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、87の項</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第19条、第44条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号 別表第二の74、75の項</p> <p>・別表第二省令第40条、第40条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子ども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部子ども未来課 電話048-556-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 子育て支援課	健康福祉部 子ども未来課	事後	
平成29年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子育て支援課長 満井 房子	子ども未来課長 新井 康夫	事後	
平成29年6月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子育て支援課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子ども未来課	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年8月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74, 75の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の74, 75の項	事後	
令和1年6月25日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子ども未来課長 新井 康夫	課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策				様式変更に伴い新規記載
令和2年6月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 広報広聴課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	事後	機構改革に伴う変更
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・訂正・利用停止請求の開示・	〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 子ども未来課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市総務部総務課 電話048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号 行田市役所 財産管理課	郵便番号361-8601 埼玉県行田市本丸2-5 行田市健康福祉部子ども未来課 電話048-556-1111	事後	
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和2年10月1日	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日	令和3年11月1日	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	
令和4年12月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年11月1日	令和4年11月1日	事後	